

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」という。）の施行に伴い、令和7年4月1日より新しい契約方法に移行します。

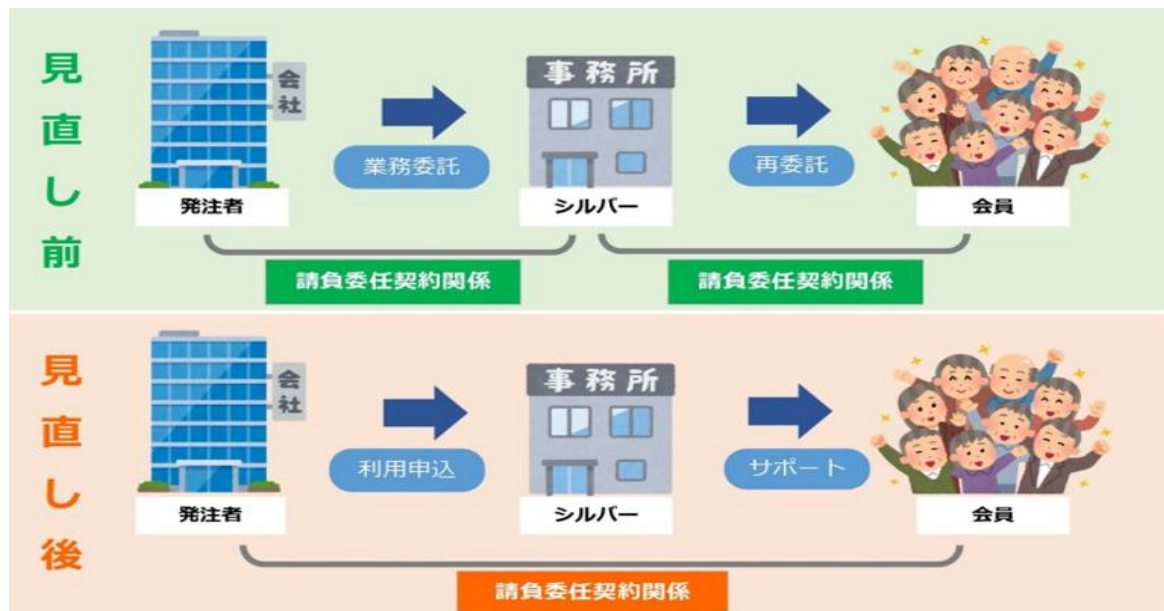
これまでの契約方法では、シルバー人材センターは、発注者から仕事の依頼を受け会員に再依頼する形（２段階契約）では、発注者と会員との間に直接契約関係が生じる構造になっていません。

このため、フリーランスに位置づけられる会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があることから、国等の方針に基づき、契約方法を見直します。

新しい契約方法では、発注者と会員の間に直接的な契約関係が生じるようになります。センターは発注者と会員の間に入り、様々な調整を行います。会員とセンターの関係は、実務面では現在と基本的に変わるところはありません。（三者間の包括契約）

なお、センターをご利用いただく際の基本的事項を「シルバー人材センター利用規約」、「会員業務就業規約」に定め、当センターホームページで公開しています。

（契約方法見直し前後）



※フリーランス法とは

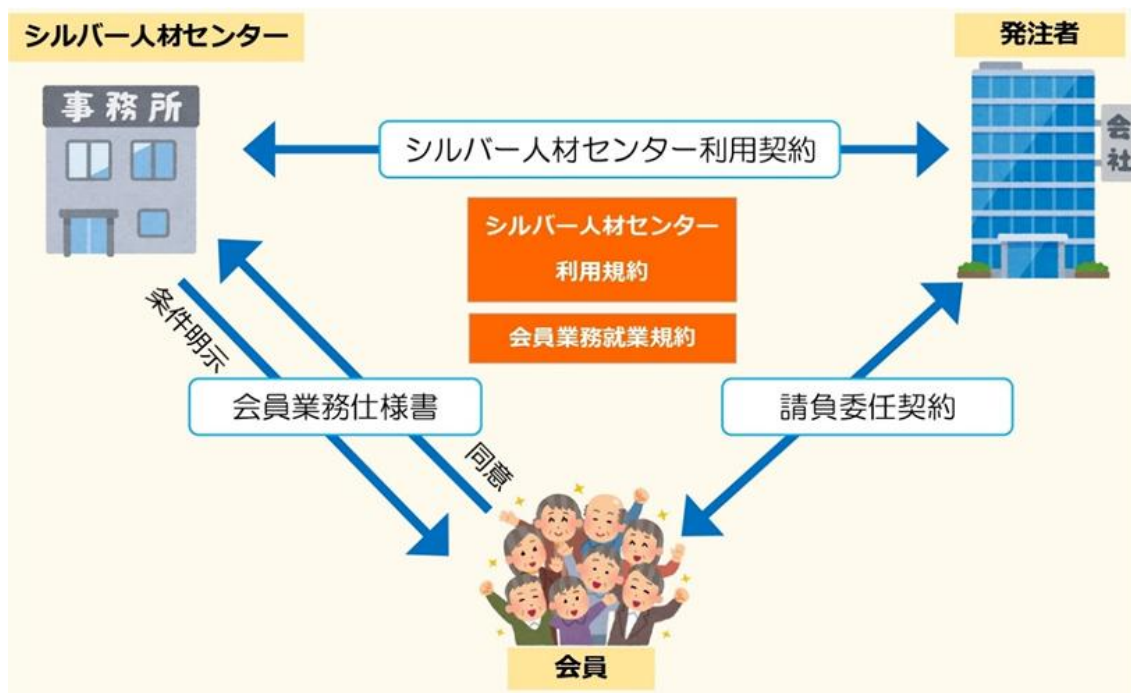
個人が事業者（いわゆるフリーランス。「**シルバー会員も該当**」）として受託した業務に安定的に従事すること、フリーランスに業務委託をする事業者（いわゆる発注者）間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的に制定されました。

新しい契約関係（三者間の包括契約）

発注者はシルバー人材センター利用規約と会員業務就業規約に同意の上、センターと利用契約を結びます。

シルバー人材センター利用規約は発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する際の基本的なルール、会員業務就業規約は会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルール、利用契約は発注者がセンターを通じて会員に業務を委託するため、センター利用料や業務内容、会員の報酬額などを定めた契約です。

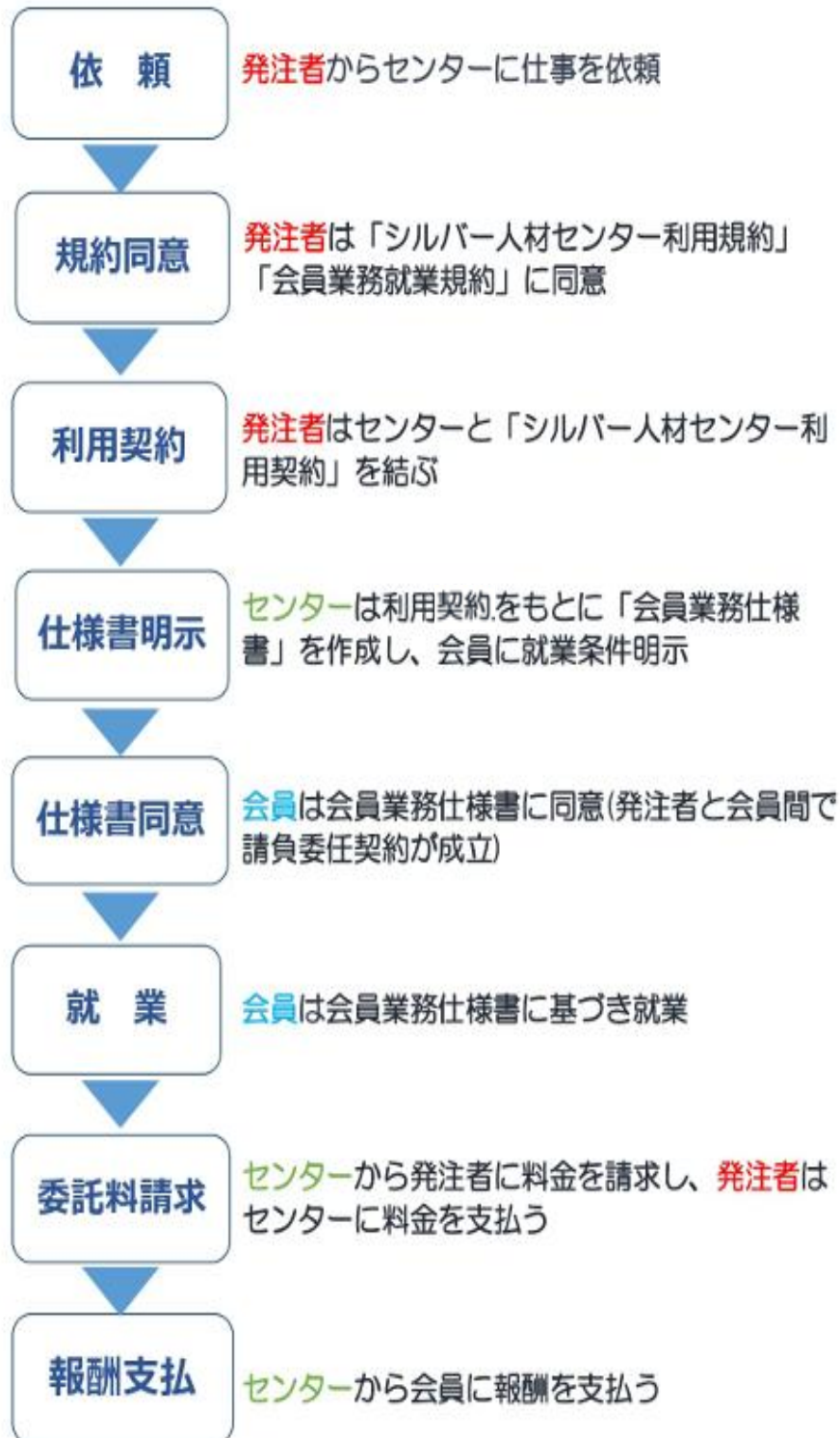
センターは利用契約をもとに会員業務仕様書を作成し、会員に就業条件を明示します。会員が業務仕様書に同意することで、発注者と会員の間に請負委任契約関係が生じます。これにより、発注者、センター、会員間の包括契約関係が成立します。



- センターは利用契約をもとに会員業務仕様書を作成し、会員に就業条件を明示



包 括 契 約 の 流 れ



料金の一部について消費税の課税関係が変わります

シルバー人材センターが発注者からいただく料金は、「**会員業務委託料（会員が手にする報酬）**」「**センター業務委託料（事務費）**」の2つで構成されています。このうち、「会員業務委託料」については、新たな契約方式では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。

そのため、センターは、「センター業務委託料」の分については消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、「**会員業務委託料**」の分については**交付することができません**。

この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。

センターが発行する請求書には、次のとおり料金の内訳を記載していますのでご留意ください。

- | |
|----------------------|
| ① 適格請求書分・・・センター業務委託料 |
| ② 非適格請求書分・・・会員業務委託料 |

※発注者が次のいずれかに該当する場合、契約方法を見直す場合であってもこれまでの消費税納税の取り扱いと変更はありません。

- ①個人や家庭など事業者ではない者：消費税申告納税対象外（納税義務対象外）
- ②簡易課税制度を選択している事業者：消費納税額計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取り扱い
- ③官公庁などの一般会計による事業：みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱い

発注者への影響（新たな税負担）

一般家庭など事業者でない発注者 （もともと消費税の申告納付を行っていない）		影響なし
民 間	年間課税売上高 5,000 万円以下で、かつ簡易課税制度を選択 （簡易な計算方法で消費税の申告納付を行うためインボイス不要）	影響なし
	上記以外の民間企業	影響あり
公 共	一般会計で租税を原資として行われる仕事 （租税は対価性のない収入として、課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす特例が適用される）	影響なし
	特別会計で利用料金等を原資として行われる仕事	影響あり

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化法)の概要

趣 旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概 要

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。
- (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。
- (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。
- (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。

※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内)
- (3) 特定受託事業者との業務委託(政令で定める期間以上のもの)に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。
 - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
 - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
 - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
 - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
 - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
 - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。

4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。

5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。

施行期日 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日



フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。



法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ① フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
- ② フリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例 フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットではわかりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」「発注事業者」と表記しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じて
フリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している
- 一定の期間以上行う業務委託である

※「一定の期間」は、⑤は1か月、⑥は3か月です。
契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる
業務委託も含まれます。

義務項目

1

1 2 4 6

1 2 3 4
5 6 7

フリーランス

- 業務委託の相手方である事業者
- 従業員を使用していない



義務項目		具体的な内容
1	書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
2	報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
3	禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
4	募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
5	育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
6	ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講ずること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
7	中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

- 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めてあります。
詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省(都道府県労働局)までお問い合わせください。



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

